

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第19号

平成28年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年7月29日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

- 1 期 日 平成28年8月5日（金）
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
- 

○会 期

平成28年8月5日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	田 中	栄	議員	2番	武 井	誠	議員
3番	古 内	秀 宣	議員	4番	杉 田	恭 之	議員
5番	小 澤	弘	議員	6番	山 中	基 充	議員
7番	新 井	文 雄	議員	8番	近 藤	英 基	議員

不応招議員（なし）

## 平成28年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 平成28年8月5日

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第 6号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査会条例について）
- 日程第 8 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査法関係手数料条例について）
- 日程第 9 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例について）
- 日程第10 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について）
- 日程第11 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について）
- 日程第12 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第13 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日程第14 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）

日程第 15 一般質問

午前10時28分開会

出席議員（8名）

1番	田中	栄	議員	2番	武井	誠	議員
3番	古内	秀宣	議員	4番	杉田	恭之	議員
5番	小澤	弘	議員	6番	山中	基充	議員
7番	新井	文雄	議員	8番	近藤	英基	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	藤縄	善朗	副企業長	石川	清
監査委員	木村	栄一	事務局長	田端	安男
事務局長	小林	秀之	事務局長	太田	広正
庶務課長	毛須	章久	庶務課長	前原	民子
給水課長	薄井	貴行	施設課長	高篠	保
施設課長	柿沼	孝	浄水課長	笠木	知之
浄水課長	高橋	俊行			

事務局職員出席者

書記	新井	広高	書記	藤原	真吾
書記	砂生	憲志			

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時28分)

- 杉田恭之議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長開会の挨拶

- 杉田恭之議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成28年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多忙のところ、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る7月7日、8日の2日間にわたりましての議会事務調査につきましては、長野県にあります浅麓水道企業団様での水道施設の視察及び株式会社日邦バルブ松本工場様での給水装置製造の視察について、大変実りある研修ができましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、ことしも梅雨明けとともに猛暑の様相を呈しております。水源となっております荒川水系、利根川水系ダムの貯水量は、非常に厳しい状況が続いており、今後も予断を許さない状況となっております。そのため、既に実施している渇水対応を継続するとともに、引き続き水源の状況を注視していただきたいと思います。

今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために、安全で安定した水を供給することができますよう、一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は9件、一般質問は1名の議員さんから通告がございました。また、副議長の選挙もございましたので、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎企業長の挨拶

- 杉田恭之議長 企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、本定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成28年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。当面する重要案件につきましてご審議いただきますことは、当企業団の発展のためまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

また、常日ごろ水道企業団の進展のためにご尽力いただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

先般実施されました議会事務調査におかれましては、長野県に赴き、浅麓水道企業団並びに日邦バルブ松本工場をご視察、研修され、大変お疲れさまでございました。今回の事務調査の成果を、当企業団の水道事業運営に反映していただきますようお願い申し上げます。

さて、平成28年度の水道事業の執行状況でございますが、第2次中期経営計画に基づき、昨年度から2カ年の継続事業として、鶴ヶ島浄水場第1・第2RC配水池の耐震化工事を実施しております。第2RC配水池につきましては、既に工事が完了し、通常運用を再開しております。また、第1RC配水池につきましては、現在も工事を継続しております。

なお、3カ年の継続事業として着工いたしました鶴ヶ島浄水場機械・電気計装設備の改修工事及び各種単年度事業につきましても、順調に推移しております。これもひとえに議員皆様方のご理解とご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

また、水源のダムの貯水状況でございますが、荒川水系、利根川水系ダムの貯水状況につきましては、既にご案内のとおり、大変厳しい状況となっております。今後におきましても企業団はもとより、関係機関と連携を図りながら、市民生活への影響が最小限となるよう対応していく所存でございます。

さて、このような状況の中、4年に1度、ちょうどオリンピックの年になるわけでありませうけれども、脚折雨乞行事が明後日、7日に鶴ヶ島市で実施されます。平成24年度には、一般財団法人地域活性化センターが主催する「ふるさとイベント大賞」におきまして、応募総数169件の中から見事日本一である大賞を受賞いたしました。この伝統ある脚折雨乞が功を奏し、このたびの濁水が確実に解消されるというふうに確信をしているところでございます。

また、水道議会の議員の皆様におかれましても、ご多忙のところとは存じますが、雨

乞行事をご高覧いただければ幸いです。

さて、本定例会にご提案申し上げました議案は、平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてのほか、専決処分の承認を求めることについてが8件の9議案でございます。

内容につきましては、提案理由等によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましたの挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○杉田恭之議長 ありがとうございます。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎仮議席の指定

○杉田恭之議長 この際、議事進行上、去る4月26日、坂戸市議会臨時会において坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に当選されました新井文雄議員、小澤弘議員、古内秀宣議員、武井誠議員、田中栄議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎諸報告

○杉田恭之議長 次に、今定例会に出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎議事日程の報告

○杉田恭之議長 書記をして本日の議事日程を朗読いたさせます。

藤原書記。

○藤原真吾書記 (議事日程朗読)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎議席の指定

○杉田恭之議長 日程第1、議席の指定を行います。

今回水道企業団議会議員に当選されました新井文雄議員、小澤弘議員、古内秀宣議員、武井誠議員、田中栄議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

議席は、1番、田中栄議員、2番、武井誠議員、3番、古内秀宣議員、5番、小澤弘議員、7番、新井文雄議員を指定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○杉田恭之議長 再開いたします。



### ◎会議録署名議員の指名

○杉田恭之議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1 番 田 中 栄 議員

2 番 武 井 誠 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○杉田恭之議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



### ◎議案の朗読省略

○杉田恭之議長 お諮りします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○杉田恭之議長 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、企業長から平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書及び平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続きまして、さきに行われました坂戸市議会議員選挙において、新井文雄議員、小澤弘議員、古内秀宣議員、武井誠議員、田中栄議員におかれましては、めでたくご当選の栄を得られ、4月26日の坂戸市議会臨時会において当企業団議会議員に選出されましたことをここにご報告申し上げます。



### ◎副議長の選挙

○杉田恭之議長 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は、指名推選の方法をとりたいと思えますが、これ

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に行います。

お諮りいたします。指名については、小澤弘議員において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、小澤弘議員において指名することに決定いたしました。

小澤弘議員、指名をお願いいたします。

○5番 小澤 弘議員 副議長に田中栄議員をお願いいたします。

○杉田恭之議長 ただいま小澤弘議員において指名いただきました田中栄議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました田中栄議員が、副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田中栄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



### ◎副議長就任の挨拶

○杉田恭之議長 田中栄議員、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。

○田中 栄副議長 副議長の就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは皆様のご推挙により、不肖私が副議長の職を賜り、身に余る光栄と感謝いたしております。心より感謝を申し上げます。もとより私、浅学非才でございますが、選任されました以上は議長を補佐し、当水道企業団議会の円滑な運営のため誠心誠意努力し、副議長の職を務めてまいります。

今後も皆様方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○杉田恭之議長 副議長の選挙に当たりましてご協力をいただき、ありがとうございました。



**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○杉田恭之議長 日程第6、議案第6号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第6号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成27年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては34億3,547万1,989円、水道事業費用につきましては29億8,837万8,574円となり、この結果、4億450万283円の純利益となりました。これに資本的支出において使用された建設改良積立金1億9,361万4,247円を加えた5億9,811万4,530円につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、純利益を建設改良積立金として、また建設改良積立金を自己資本金として処分することといたすものであります。

次に、資本的収入につきましては6,090万2,946円、資本的支出につきましては6億1,738万2,636円となり、この不足する額5億5,647万9,690円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、当企業団の経営状況は、純利益を計上したことからおおむね安定しておりますが、1人1日平均使用水量が3年連続で300リットルを割り込むなど、将来予測される人口減少社会の到来により、今後における経営の安定性が懸念される状況でございます。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る6月24日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

木村監査委員。

○木村栄一監査委員 決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきまして、平成28年6月24日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしました。決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も企業会計原則及び諸規程に従って処理されており、いずれも良好と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、内容につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 7番、新井文雄です。ただいま議題となっております議案第6号平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、6点について質疑をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、3ページの関係で、営業外収益の、3番ですけれども、4のところ長期前受金戻入でしょうか。ここ決算書が少し変わっているようですので、この中身がよくわからないのでお聞きをしたいのですけれども、営業外収益2億9,770万円ほどあるわけですが、その多くを占めるこの4番の長期前受金戻入の2億8,878万円についてどのような内容かお伺いをいたします。

それから、2点目、4ページです。特別損失の関係でちょっとお聞きをしたいのですけれども、これも決算上の方法がちょっと変わっているの、わからない部分もあるのですけれども、水道使用料の不納欠損、この辺について13ページのハのところ貸倒金ということで493万円ほど載っているわけですが、水道使用料の不納欠損についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、3点目、4ページの下の方です。下から4番目ですか、当年度純利益の関係です。4億を超える、450万円ほどですけれども、昨年より2倍以上になっているということで、この辺の内容についてお聞かせください。

それから、4番目です。8ページになります。4点目です。流動資産の関係で、2の流動資産ですけれども、1の現金預金について50億738万円ほどということで、金額的には非常に多くなっているというふうに思います。その内容についてお伺いをいたしま

す。

次に、5点目です。ページ数は20ページ、経営指標のところです。有収率の関係ですね、5段目にあるかというふうに、6段目ですか、にあるかというふうに思います。今年度91.1%ということで、昨年度より0.4%ほど減ってしまっているという状況があります。その辺について、理由についてどういうふうになっているのか、わかる範囲でお聞きをしたいというふうに思います。

それから、6点目、最後ですけれども、その下、職員1人当たりということで5項目掲載されているというふうに思いますけれども、一番右のほうに県の平均があります。全体的に県より相当低いなというふうに数字がなっているかなというふうに思います。企業団として比べるものではない、市町村ということもあると思いますけれども、この辺について低いことについて当企業団としてはどのような見解を持っているのか、以上6点についてお聞きをいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、長期前受金戻入でございます。こちらにつきましては、平成26年度から適用になりました新地方公営企業会計制度によりまして、減価償却費に対する財源として補助金で幾ら賄ったのかを明確にする目的から新たに設定されたものでございます。償却資産の取得に際しその財源となった補助金等につきましては、その補助割合に応じ減価償却費に合わせて長期前受金から収益化されたものでございます。

次に、不納欠損につきましてお答えいたします。こちらも新地方公営企業会計制度が平成26年度に適用されたことに伴いまして、不納欠損処理につきましては、新井議員さんご指摘のとおり、決算書上では13ページの4、その他の注記、(1)、引当金の取り崩し、ハ、貸倒引当金の中で平成27年度において、債権の不納欠損による損失を計上したため、貸倒引当金493万3,430円を取り崩したという表記によりまして、不納欠損処理について記載をさせていただいております。不納欠損の内容といたしましては、水道使用料と漏水事故原因者弁償金となっております。

続きまして、当年度純利益についてお答えいたします。純利益の動向につきましては、平成25年度は2億4,150万2,711円、平成26年度は1億9,361万4,247円、平成27年度につきましては4億450万283円となっております。この平成27年度の当年度純利益につきましては、前年度に対しまして2億1,088万6,036円の増益となりました。これは、収益では年平均給水人口が215人ふえたことや、うるう年であったことなどから、給水収益が増収となったこと。一方、費用では新地方公営企業会計制度移行に伴う会計処理のその

他特別損失の計上、こちらが前年度限りであったことから、費用が減少となったことが挙げられます。

続きまして、経営指標の職員1人当たりの労働生産性についてお答えいたします。失礼いたしました。現金預金についてお答えいたします。現金預金、有価証券の状況につきましては、平成23年度は現金預金が約36億7,000万円、有価証券が約17億円で、合計53億7,000万円、平成24年度は現金預金が約42億7,000万円、有価証券が12億円で、計54億7,000万円、平成25年度は現金預金が約39億8,000万円、有価証券が12億円で、計51億8,000万円、平成26年度は現金預金が約40億3,000万円、有価証券が約7億円で、計47億3,000万円となっております。平成27年度につきましては、約7億円の国債が平成27年10月に満期を迎えました際に国債の利回りが低下し、定期預金を下回ったことから、国債を定期預金に移しかえたため、27年度末には現金預金のみで約50億7,000万円となっております。

なお、平成27年度におきましては、建設工事の翌年度への繰越額が大きかったため、現金預金が増加しております。

続きまして、経営指標におきます職員1人当たりの労働生産性についてお答えいたします。当企業団では、市町村に設置される水道課等と異なりまして、議会、監査、人事、給与、法令執務、工事等の入札、契約等の事務を企業団みずからが行う必要があることに加えまして、市民に安心安全な水を供給するため、直営で水質検査を実施できる体制をとっております。したがって、損益勘定職員数が多くなる傾向がございます。そのため埼玉県平均を下回ることとなったものでございます。

○杉田恭之議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼 孝施設課主席主幹 有収率が下がっている理由についてお答えいたします。

有収率につきましては、平成22年度94.3%をピークに5年続けて下降でございます。水道料金として収受される有収水量と水道管の洗浄作業や消防用に使用した水量など有効水量を年間の総配水量から差し引いた水量が無効水量でございます。この無効水量が地下に浸透したであろう漏水量ということでございます。有収率の低下の原因はこの漏水量の増加と推測しております。水道管が布設してから古いもので40年を経過し、それらの管の老朽化が漏水の原因と推測しております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 一通り、項目が多いのであれですけども、2回目の質疑をしていきたいと思っております。

まず、1点目の長期前受金戻入ですが、ここについては、非常に金額が多いわけで、多額の営業外収益というようなことですが、これはどのように積算をされているのか。聞きなれない項目ですので、これまでの設定も含めてお聞きをしたいと思います。

それから、2点目の不納欠損の関係で、先ほど中身を聞いてお伺いをしました。金額と主な内容と件数などについてお伺いをいたします。

それから、3項目めです。4億円を超すということで、特別損失がなかったというふうに答弁がありました。特別損失がなかったわけですね。経費がなくなったということですね。この辺については、5年間の流れについてはどういうふうになっているのか、改めてお聞きをしておきたいと思います。

4項目めです。50億円についてですが、この運用についてどのように行われているのか、お伺いをいたします。

それから、5項目めの有収率の関係です。先ほどの答弁で老朽化で40年という、ということしか言いようがないのかなというふうに、答弁かなというふうに思いますけれども、この27年度について漏水事故の件数と内容について詳しくお聞きをしたいと思います。

それから、最後の経営指標ですか、の関係です。職員1人当たりのということです。先ほど企業団ではということでありました。企業団と市町村、運営いろいろあるわけですが、県内の状況について、これについてお聞きをしておきたいと思います。

以上6点。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 新井議員さんのご質疑にお答えいたします。

長期前受金戻入の積算方法でございます。こちらは、補助金等を利用して取得した各資産の減価償却費に対しまして、各資産の補助割合を乗じて積算をしております。内訳でございますが、長期前受金戻入全体といたしましては、2億8,878万2,308円のうち、国庫補助金長期前受金戻入が2,013万9,873円、工事負担金長期前受金戻入が2億4,230万7,808円、受贈財産評価額長期前受金戻入が2,633万4,627円となっております。

続きまして、当年度純利益の5年間の動向についてお答えいたします。純利益につきましては、平成23年度が2億484万1,371円、平成24年度が2億9,571万9,519円、平成25年度が2億4,150万2,711円、平成26年度が1億9,361万4,247円、平成27年度が4億450万283円でございます。

続きまして、現金預金の運用に関しましてお答えいたします。平成27年度の運用方法につきましては、主に自由金利型定期預金と国債にて運用をいたしました。自由金利型

定期預金では、平均32億5,000万円を6カ月と1年で運用をしております。平均利率は0.1%で、受取利息は376万6,812円となりました。

また、国債では、昨年7億円を平成27年10月の満期まで運用をしております。利回りは0.001%で、受取利息は3,874円となっております。

今後につきましても市場の動向を注視いたしまして、定期預金や国債の利回りを見きわめながら安全かつ有利な方法により運用してまいりたいと考えております。

○杉田恭之議長 薄井給水課長。

○薄井貴行給水課長 新井議員さんの質疑についてお答えいたします。

水道利用料の不納欠損につきましては、平成27年度におきまして、平成21年度分といたしまして1,421件、473万3,074円を処理いたしました。不納欠損の内容ということでございますけれども、不納欠損の一番の要因は転出先不明でございまして、その他につきましては死亡及び倒産等でございます。平成27年度におきましては、転出先不明が1,214件、死亡は87件となっております。転出先不明につきましては、使用水量、調定金額及び住所等から判断いたしまして賃貸借住宅の単身者が無断退去したことによるものが多くなりまして、連絡先不明になったことが多くなっているかと思われま

す。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 経営指標におきます職員1人当たりの労働生産性についてお答えいたします。

先ほどとちょっと繰り返しになりますが、企業団組織においては、先ほど申し上げましたとおり、市町村と異なりまして、全ての事務を企業団で行う必要があることから、どうしても職員数が多くなる傾向があると思われま

す。参考までに、埼玉県内に水道事業体58団体ございます。そのうち企業団組織といたしましては3事業体ございます。当企業団のほか、残り2つの企業団におきましても埼玉県の平均と比べまして各数値は平均を下回っている状態でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼孝施設課主席主幹 平成27年度の漏水件数についてお答えいたします。

平成27年度の漏水件数は、本管漏水が12件、給水管漏水が500件、合計512件ございました。給水管の漏水箇所の主な内訳でございますが、止水栓の漏水が342件、分水栓の漏水が31件、メーターボックス内の漏水が70件ございました。漏水箇所の多くが、管とバルブなどの接続する部分のパッキンの劣化、そのようなものが主な漏水の原因でござ

います。このような給水管の漏水につきましては、今後も増加していくと推測しております。

○杉田恭之議長 よろしいですか。

7番、新井文雄議員。

○7番 新井文雄議員 3回で最後まで聞くことになるので、何点かだけ聞きたいと思えます。

3点目のところの純利益の関係です。先ほども多少あったかなというふうに思うのですけれども、4億円ということで、ここ5年の中では多くなっているという答弁あったかというふうに思います。この辺について、今年度も含めて今後の見通しについて、最後ですので、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、4点目の現金預金の関係です。今年度給水収益27億円ほどというふうに掲載をされています。水道料金の収入ということで17万人近い方たちの水道代として納めたお金が27億円余というふうに認識をしております。50億円を超えるとすると、計算をすると1.85年分ということで、ほぼ2年分に近いわけです。今後、一般質問ではないので、細かくはあれですけれども、今後どのように進めていくのか、大枠についてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、5番目です。有収率の関係。これは94%ということで、ほかの何かいろいろもらった資料にも94というふうに載ってしまっていて、5年間ずっと下がり続けているということで、これ放っておいて直るものではないので、重点施策としてやっていかないといけないかなというふうに思います。記憶では、石綿管の取りかえ事業というのは相当前に前倒しで終わったということで、その当時はそれが完了すれば相当よくなるというふうにちょっと私も聞いていたかなという記憶があります。これも数字でいうと、給水収益27億、先ほども言いましたけれども、これ1%だと2,700万円になるのですね。3%というとは3倍ですので、8,000万円になるのです。これだけが減っているということで、利益が減っているわけですよ。5年ほど前に料金の見直しでほぼ3%値下げをしておりますよね。その金額に匹敵をするわけですよ。ですから、94%が確保できればもう一回同じ料金を下げていても何の問題もないという、そういう重要な数字というふうに思います。これからの問題があるわけですけれども、ですから給水事故の件数、この数年の動向と今後の対策は本当に重要なので、どのように考えているのかお聞きをしておきます。

以上です。3点になりますか。

○杉田恭之議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼 孝施設課主席主幹 漏水事故の事故件数の動向と対策についてお答えいたします。

漏水事故の過去の経緯につきましては、毎年500件を超える漏水事故及び修繕を行っております。平成27年度の漏水修繕の分析をしますと、坂戸市では西坂戸地区、清水町、柳町、千代田、関間、鶴ヶ島市では下新田、上広谷、藤金といった地区がほとんどなっております。いずれも昭和40年代に民間により開発された地区であり、開発によって布設された管の老朽化が漏水の原因と推測しております。

新井議員がご指摘のとおり、有収率というのは財政的にも直接影響する指標でございます。その対策でございますが、漏水量を減らすべく毎年漏水調査を実施し、漏水の早期発見、早期修理に努めております。平成18年からは給水地区を3分割して3年に1度のサイクルで全地区の漏水調査を行っております。平成27年度は漏水調査によって、平成27年度の漏水調査につきましては、路面の調査を160キロメートル、個別調査を2万3,006戸を実施しました。今後も漏水調査を積極的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 純利益の今後の見通しについてご説明いたします。

節水意識の浸透などにより3年連続で1人1日平均使用水量が300リットルを割り込み、今後も増加する可能性が低いと考えられます。給水収益の増収も見込めないことから、当年度純利益についても以降につきましても横ばい、長期的に見れば減少傾向であると見込んでおります。

続きまして、現金の運用についてお答えいたします。先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、資金の運用状況については、主に自由金利型定期預金と国債にて運用をいたしているところでございます。国債につきましては、マイナス金利の影響により利回りが見込めない状況となっております。有価証券における今後の運用について当企業団としては、まず災害時に最低必要となる20億円を確保するとともに、日々の業務活動や投資に対する支払い資金を考慮の上、資金的余裕があればリスク分散を目的に有価証券での運用に回すことも考えられます。しかしながら、現状の利回りや緊急時における現金化の容易性などの観点から、当分の間は有価証券での運用は難しいものと考えております。

先ほどと繰り返しになりますけれども、今後につきましても市場の動向を注視しながら一つ一つ確認し、安全かつ有利な方法にて運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充でございます。議案第6号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について質疑をさせていただきます。

ページとしては9ページになります。本来この水道企業団議会に求められている剰余金の処分の何かの形で、収益及び支出におけるいわゆる利益はどういう使い方をするのかということ、こういった形で剰余金に計上して積立金のほうに剰余金から積立金のほうに計上するというので、これはもう議会議決をもってそれが決定をするということで、今回かけられている点なのですけれども、先ほど来質疑がございまして、今回は4億円ということで、まずはこの点について、昨年度新会計システムに移って約2億円分のものであった。今までですと、その辺の剰余金に関してはやはり2億円前後で推移をしているわけがございまして、その2億円分の移行した中身等についても一度お示しをいただきたいと思っております。

あと、内部留保資金についてお伺いをいたしますけれども、今回資本的な支出と支出の不足分に関してはこれらのもの、内部留保資金が充てられているということですが、これで全額というわけではないというふうに察せられますので、この点について今現状では幾らなのかと、この決算時では幾らなのかということで2点お伺いをいたします。

○杉田恭之議長 太田事務局次長。

○太田広正事務局次長 山中議員のご質疑にお答えいたします。

先ほどの剰余金処分の関係でございますが、今まで2億円程度建設改良の積み立てをいたしまして、今回は4億円ということでございますが、この4億円につきましては、先ほど新井議員さんのところでもご説明いたしました。収入と収益とこれら計算した結果の当年度純利益、これが4億円になったと。まずこの4億円につきましては、そっくり次年度以降建設改良積立金が圧倒的に少ないものですから、これを建設改良の資金にすると。この2億円の差額がありますけれども、これにつきましては、平成26年度の新会計制度におきまして、当初収益とそれから支出についても特別損失、特別利益引当金をまず充てなさいと。この引当金につきましては、26年度からちょうど会計制度の移行期として単年度、1年度だけ計上させると、その反対にそれ以降についても長期前受金戻入、これがずっと続いていくもので、減価償却と同様にずっと続いていくものでありますので、平成26年と27年を比べますと約2億円の差額が出たということでございま

す。当年度純利益として計上された4億円については、次年度以降の建設改良積立金に全額補填財源として処分したいということでございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 内部留保資金の状況についてお答えいたします。

当企業団の内部留保資金の状況でございますが、平成23年度から平成27年度の5年間の現金預金、有価証券の推移を申し上げますと、平成23年度は現金預金が約36億7,000万円、有価証券が約17億円で計53億7,000万円、平成24年度は現金預金が約42億7,000万円、有価証券が12億円で計54億7,000万円、平成25年度は現金預金が約39億8,000万円、有価証券が12億で計51億8,000万円、平成26年度は現金預金が約40億3,000万円、有価証券が約7億円で計47億円、平成27年度につきましては現金預金が約50億7,000万円となっております。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 再質疑をさせていただきます。

この純利益分を今度積立金にしていくということで、今回4億円になったということで、その前年度には新会計システムの移行のために引当金等の処分で、それだけ金額がかかったというのは理解するのですが、先ほどご答弁があった、ご説明があったみたいなのに、各年度大体2億円ぐらいの前後で推移をされていて、昨年度そういった事業があっても今回は4億円となるのですけれども、そうすると次年度以降はまた2億円レベルに推移をしていくのかということで確認をさせていただきます。確認させていただきます。

また、内部留保資金につきましては、ご答弁いただいてほぼほぼ、いわゆる貯金といえますか、現金で持っている分ということで理解をするのですけれども、今回のこの決算全体に当たりまして、利益も上がっているし、水道利用料、利用者もふえているし、またこういった形で次年度に繰り越す金額もふえているということでいうと、何となく今の水道企業団に置かれているのは、先ほど漏水のお話なんかも出てまいりましたけれども、施設の布設がえであるとか、今後は長期的に計画をつくって、こういった形で将来的には自分たちで歳入と計画等では29年度だったと思うのですけれども、もう既に自分たちで借金をしなければ運営できないというような状況であるということと何となく今年度の決算がリンクしていないような、そんなイメージを持つのですが、その点についてご説明をお願いいたします。

○杉田恭之議長 前原庶務課主席主幹。

○前原民子庶務課主席主幹 山中議員さんのご質疑にお答えいたします。

純利益の今後の動向でございますが、山中議員さんおっしゃったとおり、今年度につきましては、前年度に新公営企業会計の移行処理としてその他特別損失の約2億円がございました関係で、4億円の計上となっております。

損益計算書上、3ページですね、損益計算書上で見ていただきますと、本来の本業のもうけを示します営業利益につきましては、6,981万1,474円となっております、決して多額の利益を上げているわけではないと認識しております。

また、繰り返しになりますけれども、今後人口の増加が見込まれない状況におきましては、経済状況は厳しいものと考えております。このことによりまして、純利益の推移につきましては、今後は横ばいもしくは長期的に見れば減少傾向と認識しているところでございます。

続きまして、内部留保資金や純利益が増加している状況に対しまして今後第2次中期計画におきましては、29年度におきまして起債の借り入れが予定されているところでございますが、27年度におきましては、建設工事の翌年度への繰越額が大きかったこともあり、建設改良費も支出額は前年度に対しまして大幅に減少しております。これにより現金預金の残高が増加しておりますが、この繰越額については、将来支払われるべきものであることから、この分を差し引いた正味の内部留保資金といたしましては、約35億9,000万円となります。これは前年度に対しましては約4億4,000万円の減少となります。

一方、第2次中期経営計画における内部留保資金では、約24億8,500万円が予定されておりましたが、平成27年度の決算値から判断いたしますと、平成29年度につきましては借り入れは実施しないものと考えております。しかしながら、今後は現有資産の維持、修繕や老朽管の更新に加えまして、現在実施しております口径300ミリメートル以上の水道管を耐震化する基幹管路の更新事業によりまして、内部留保資金は減少傾向で推移しているものと考えております。

なお、現在水道企業団では新たに水道事業ビジョン、水道事業基本計画、中期経営計画及び経営戦略につきまして策定作業を実施しており、平成29年度をめどに新たな財政計画をお示しさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第6号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案は剰余金の処分については原案のとおり決することに、決算の認定については原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算の認定については原案のとおり認定することに決定いたしました。



### ◎議案第7号の日程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第7、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法が全部改正され、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、企業長の附属機関として坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査会を設置するため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査会条例を制定する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査会条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第8、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第8号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、同法第38条第4項等の規定に基づき、審理員及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査会が徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査法関係手数料条例を制定する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団行政不服審査法関係手数料条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎議案第9号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第9、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第9号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、公開決定等に係る審査請求については、同法の審理員による審理手続に関する規定を適用除外する等、所要の改正を行うため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第10、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第10号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴い、開示決定等に係る審査請求については、同法の審理員による審理手続に関する規定を適用除外する等、所要の改正を行うため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第10号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第11、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第11号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行うため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第12、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第12号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、年金たる補償の額の他の法令による給付との調整について、所要の改正を行うため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第12号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○杉田恭之議長 日程第13、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第13号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正等に伴い、任命権者の企業長への報告事項に、人事評価の状況を加える等、所要の改正を行うため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 杉田恭之議長 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 杉田恭之議長 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
これより日程第13、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 杉田恭之議長 日程第14、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
企業長から提案理由の説明を求めます。  
藤縄企業長。

- 藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第14号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

現下の社会経済情勢等諸般の事情を勘案しつつ、職員の給与改定に準じ、議会議員、企業長及び副企業長の期末手当の額を改定するため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を平成28年3月23日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提

案理由の説明といたします。

○杉田恭之議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○杉田恭之議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○杉田恭之議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。



### ◎一般質問

○杉田恭之議長 日程第15、一般質問を行います。

通告者は1名であります。なお、質問時間については、「議会運営についての申し合わせ事項」により、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

発言を許可します。

6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 6番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本水道企業団議会における私の一般質問をさせていただきます。

大きく2問の質問をさせていただきます。まず1番として、経営比較分析表策定について。平成26年度の決算から経営比較分析表の作成が行われて、当企業団においても本年3月に作成されております。経営比較分析表を活用することにより、企業団の経年比較や他の公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に掌握することが可能となるとされております。そこで伺いたいし

ます。

- 1、策定の意義について。
- 2、経営比較分析表の内容について。
- 3、経営比較分析表の活用について。

続いて、大きな2番として、渇水対策についてを伺います。昨年の記録的な小雪の影響などにより渇水状況であり、利根川水系では平成28年6月16日より10%の取水制限が実施されております。

- 1、渇水状況と原因について。
- 2、対策について。
- 3、節水対策や広報について、企業団のご見解をお伺いします。

以上でございます。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 山中議員さんの一般質問に順次お答えいたします。

初めに、質問事項1、経営比較分析表策定についての1についてお答えいたします。総務省は、公営企業の見える化を推進するため、各公営企業に経営比較分析表の策定を求め、当企業団では平成26年度の決算に基づいた経営比較分析表を平成28年2月24日に企業団ホームページにおいて公表いたしました。

経営比較分析表は、公営企業の経営及び施設の状態をあらわす主な経営指標とその分析で構成されています。各公営企業は、経営比較分析表を活用することにより、各団体の経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状や課題等を客観的に把握することが可能になります。

また、公営企業の現状や課題等が同一の様式で公表されることにより、公営企業の現状の見える化が推進されます。

続きまして、2についてお答えいたします。経営比較分析表は、経営の健全性、効率性及び老朽化の現状について11の指標からグラフと表を用いて、当該団体の経年値と類似団体の平均値を表示し、比較分析したものでございます。経営の健全性、効率性については、経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率、企業債残高対給水収益比率、料金回収率、給水原価、施設利用率、有収率の8項目の指標を表示しております。

当企業団におきましては、経常収支比率は100%以上の数値を示し、累積欠損金比率及び企業債残高対給水収益比率は、欠損金や企業債による借入金がないことから、ともにゼロとなっております。流動比率は、短期的な債務に対する支払い能力を示す指標で、類似団体に比べ高い数値を示しております。料金回収率は、100%以上の数値を示して

おり、給水原価は類似団体と比べて低くなっております。施設使用率は、75%を超える数値で推移しており、有収率は管路の経年化に伴う漏水等無効水量の増加から低下傾向にありますが、類似団体に比べ高い数値を示しております。

こうしたことから、当企業団が比較的良好な経営と効率的な施設運営を行っていると言えます。

次に、老朽化の状況については、有形固定資産減価償却率、管路経年化率、管路更新率の3項目の指標を表示しております。有形固定資産減価償却率は、資産の減価償却の進捗率をあらわすものです。ほぼ平均値を示しております。管路経年化率は、管路の老朽度をあらわすもので、当企業団発足時の管路が平成22年度に40年を経過したことから、今後も増加が見込まれます。管路更新率は、管路の更新ペースをあらわすもので、類似団体に比べ低い数字を示しておりますが、これは水道施設の根幹である浄水場や配水池の基幹施設の耐震化を優先して実施した結果であり、平成27年度からは口径300ミリメートル以上の幹線管路等の耐震化による更新化を初め、今後継続的に管路更新を進めていく予定でございます。

以上のことから、今後においては経年管路の増加に伴い、管路更新は耐震化とも相まって優先的に取り組む必要があると認識しております。管路更新には多額の費用を要することが予想されることから、他の水道施設の更新改良に伴う投資との優先順位を考慮し、全体的な計画の見直しについても検討の必要があると考えております。

続きまして、3についてお答えいたします。経営比較分析表から経営の現状や課題等を客観的に把握することが可能となります。経営比較分析表から得られる情報を現在当企業団が進めている水道事業ビジョン、水道事業基本計画及び経営戦略等、中長期的な計画の策定に活用してまいります。また、企業団の現状や課題等が明らかになることから、議会や住民に対して当企業団における経営の状況の説明にも活用できるものと考えております。

続きまして、質問事項2、渇水対策についての1についてお答えいたします。渇水の現状でございますが、平成28年6月14日に国及び利根川流域の都県で構成される第1回利根川水系渇水対策連絡協議会が開催され、6月16日午前9時から10%の取水制限を実施することが決定されました。

また、今後利根川上流8ダムの合計貯水量が1億5,000万立方メートルを下回った場合は、20%の取水制限を実施することもあわせて決定いたしました。

埼玉県ではこれを受け、利根川水系における10%の取水制限を実施しておりますが、県営浄水場間による取水量の融通により、当企業団を含めた受水団体への受水制限は現

在実施されておられません。企業団では埼玉県からの情報提供を受け、6月17日に節水のご協力を企業団ホームページに掲載したほか、庁内で渇水対策会議を開催し、現在の状況と今後の対応について協議いたしました。

なお、8月4日現在、荒川水系4ダムの貯水量は5,519万立方メートル、貯水率は76%、また利根川水系8ダムの貯水量は2億207万立方メートル、貯水率は59%となっております。一時よりも回復したものの、まだまだ予断を許さない状況でございます。

次に、渇水の原因でございますが、利根川上流における積雪量が藤原ダム地点で平年の5割程度と少なく、また降水量につきましても2月、3月にかけて利根川中上流域で比較的少なかったこと、特に5月には例年の48%程度で、総雨量が56ミリメートルと非常に少なかったことが主な原因でございます。

続きまして、2についてお答えいたします。当企業団では、渇水対策マニュアルを策定しており、渇水時に当マニュアルに基づき、全職員が統一した組織活動を実施することとなっております。現在は受水制限を受けておりませんので、渇水対策実施体制には至っておりませんが、当企業団では水源の8割を県水に依存しており、今後受水制限が実施され、その状況によっては減圧給水の実施や渇水対策本部の設置等も検討してまいります。

続きまして、3についてお答えいたします。当企業団では、渇水対策マニュアルに基づき、県水の受水制限に応じて第1段階から第4段階に分け、節水対策や広報活動を実施してまいります。

第1段階では、受水制限が5%以上10%未満の場合、公用車に節水シールの張りつけ、庁舎への横断幕の設置、ホームページによる節水広報を掲載し、節水行動の啓発PRを行います。第2段階は、受水制限10%以上15%未満の場合、減圧給水、広報車による節水広報を実施し、一般需要家への節水のご協力をお願いいたします。また、大口需要家や官公庁へ節水協力の依頼文書を発送いたします。第3段階では、受水制限率15%以上20%未満の場合、広報車により節水広報をふやすとともに、構成市の防災無線も活用し、節水のご協力をお願いいたします。第4段階では、受水制限率20%以上の場合、広報車による節水広報を休日も行うとともに、節水協力の新聞折り込みチラシによる広報を実施いたします。また、渇水対策本部を設置し、渇水状況の情報収集や関係機関との連絡、情報共有を密にし、連携を図りながら渇水対策、給水対応を実施してまいります。

以上でございます。

○杉田恭之議長 6番、山中基充議員。

○6番 山中基充議員 山中でございます。詳しいご答弁ありがとうございました。一問

一答で通告しておりますけれども、渇水対策については、今るるお伺いをさせていただいて、一応利根川水系の貯水量も懸念された1億5,000万トンを切るということが今のところなく、2億トンを何とか超えたところということで、今後の推移を見守らせていただきたいというふうに思っております。

また、これによりますと、節水に関しましては、水道企業団の場合は、当企業団の場合は大きな企業があるというよりも、どちらかというところ、一般家庭の水の提供が全体の80%を超えるということがございますので、広報に努めていただいて、渇水対策いざというときはまた今ご答弁あったとおり、しっかりとやっていただければということでご要望とさせていただきます。

1番の経営分析についてなのですけれども、この分析表、今回質問したということもあって、今回議員にお配りをいただき、さまざま見させていただくと、やはり財政的には現状としては経常収支比率等は順調に利益を上げているという結果になっておりますが、やはり老朽化のほうで見ますと、老朽化が一気に経年化の管路経年化率がもう、あとその割合には管路の更新率が余り芳しくないといえますか、そんなに多く耐震化を優先してきたという経緯であるということがございますので、見ると本当にそういった喫緊の課題は目の前にあるということがございます。

最後にお伝えしたいのは、こういったもう一度水道企業団としてのこの経営比較分析表から見る特徴的なものについて改めてお伺いするとともに、今後の今ご答弁にもありました水道ビジョンや基本計画等においてどのように取り組まれていくかということで、再度質問させていただければと思います。

○杉田恭之議長 田端事務局長。

○田端安男事務局長 それでは、企業団の特徴についてお答えいたします。

企業団の主な特徴といたしまして、経営の健全性及び効率性では、無借金による企業運営を継続中であることから、流動比率が高く、短期的な債務に対する支払い能力が高いことや、企業債残高対給水収益率がゼロとなっていることが挙げられます。また、施設利用率が高く、水道施設が効率的に運用されていることなどにより、生産価格である給水原価が低く抑えられていることなども挙げられます。

老朽化の現状では、経年変化が急速に上昇していることから管路の老朽化が進んでいる一方、管路更新比率が低く、管路の更新が他団体と比較し低くなっていることが挙げられます。

分析の活用についてですが、当企業団では災害に備える事業継続の重要性から老朽管の更新に加え、耐震性の低い施設や管路の更新に要する費用の増額が予想されます。し

かしながら、将来予想される人口や節水型社会の到来により、厳しい経営状況が見込まれております。当企業団では、水道事業を維持継続していく上で費用の抑制や効率的な事業運営による財政基盤の強化を図りつつ、必要な事業を推進していく予定でございます。

以上でございます。

○杉田恭之議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ちょっと私のほうからつけ加えさせていただきたいと思うのですが、この経営比較分析表をごらんになっていただければわかるとおり、有収率のほうに類似団体と比べて高いわけでございますけれども、急速に下がってきております。先ほどもご質疑ございましたけれども、91%というふうな大変減少していくには私は必要に懸念しているところでございます。これによりまして、やはり財政的な部分にも大きな影響が出てきております。

この原因といたしましては、やっぱり老朽化が進展しているというふうに見えておりまして、実際これを見てみましても老朽化の状況、これは類似団体を上回ってしまう。管の更新率についても非常に低い状況でございます。これまでの耐震化に精力を注いでまいりましたけれども、今後はこうした管路の更新等に力を入れていかななくてはならないというふうに思っております。

せんだっても漏水がどういうふうな形で発見されているのか、その検査の状況について私もいろいろそれに参加してまいりましたけれども、坂戸、鶴ヶ島自体、非常に広い範囲でございますけれども、こうしたこともしっかりと進めながら、今後は財政の問題につきまして先ほどいろいろご質疑ございましたけれども、今後はこの面に大いにまさに内部留保ではこうしたことをやらなくてはならないというふうな、使ってやらなくてはならないということもございますので、しっかり対応していきたいというふうに思っています。経営比較分析表からそこら辺のことも読み取れるのではないかなというふうに思っています。

以上です。

○杉田恭之議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○杉田恭之議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開催され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心よりお礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位を初め、ご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎企業長の挨拶

○杉田恭之議長 企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。  
藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議を賜りまして、原案のとおりご議決をいただきました。本当にありがとうございます。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

明後日は立秋とはいえ、まだまだ暑い日が続きます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午後 零時 13分)

○杉田恭之議長 これをもちまして、平成28年第2回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。